

「吉田定房奏状」再考

坂口 太郎

はじめに

「吉田定房奏状」(以下、「奏状」)は、大覚寺統の重臣であった吉田定房が、後醍醐天皇の諮問に応じて上奏した、十ヶ条にわたる意見書である。その内容は、和漢の故事を縦横に引きつつ、鎌倉幕府打倒の挙兵が時期尚早であることを説くもので、雄勁たる文章と相まって、後醍醐の周辺における政治的緊張を鮮烈に伝える。また、「奏状」は、『孟子』を引きつつ易姓革命にも言及することから、鎌倉末期の政治思想を考える上で好史料として、多くの研究者の注目を浴びてきた。

ただし、「奏状」には、なお考究を要する点も少なくない。詳しくは、後段で個別の論点に即して研究史に触れるが、とくに留意すべきは、成立年次をめぐって学説の対立が熾烈を極め、いまだ見解の一致を見ないことである。さらに、近年では、「奏状」の作者が吉田定房ではないとする新説さえ提起されている。このような研究状況は、一見活発に似て、むしろ混乱と評すべきであり、鎌倉末期の政治史研究の前途を大きく阻むものに他ならない。

かねてより筆者は右の障壁の突破を企図し、「奏状」について、実証的な検討を重ねてきた。このほど、ようやく定見を得るに至ったので、本稿においてこれを示し、博雅の叱正を仰ぐことにしたい。

ところで、「奏状」を検討する上では、その史料性格についても考慮

に入れる必要がある。すなわち、「奏状」は原本が現存せず、上奏の翌年に作者の吉田定房が記憶をたどって復元した覚書が、『浄修坊雑日記』という雑記類に収められたことで、かろうじて伝わった。ただし、『浄修坊雑日記』の原本である醍醐寺本^①は、南北朝時代の貴重な典籍であるものの、「奏状」の本文に誤写を含むほか、編者の醍醐寺僧が加えたと考えられる送仮名や傍訓などにも、検討を要するところが見受けられる。

このような事情にかんがみ、筆者は「奏状」を検討するにあたって、醍醐寺本を底本とする既往の翻刻に吟味を加え、従来看過されていた水戸彰考館編『醍醐雑録』による改訂などに学びつつ、独自の本文校訂を行なった^②。本稿で示す管見は、この成果に依拠するものである(なお、本稿における「奏状」の引用では、原則として異体字を通行の字体に改め、醍醐寺本の送仮名や傍訓を省いた)。

以下、第一章では、「奏状」第八条の「革命之今時」という箇所になされた解釈を加えることで、成立年次に関する近年の議論に再考を迫る。また、第二章では、「奏状」の作者が吉田定房ではないと主張する新説と対峙し、これに批判を加える。その上で、吉田定房が「奏状」を草した背景について、後醍醐との関係を中心に検討する。以上の考察を通して、吉田定房の人物像に新たな光を当て、鎌倉末期の政治史研究にも寄与したい。

第一章 「吉田定房奏状」の成立年次

本章では、「吉田定房奏状」をめぐる近年の研究で重要な論点となっている、第八条の「革命之今時」という箇所を検討を加える。現在のところ、「奏状」の成立年次については、村井章介氏の見解が通説的な位置を占めており、その論拠となったのが、佐藤進一氏の着眼を深めた「革命之今時」についての考察（年次比定）であった。ただし、佐藤・村井両氏の見解については、近年種々の批判も提起されており、総決算が必要な段階を迎えている。そこで、既往の研究の問題点を剔抉した上で、「革命之今時」に適切な解釈を施し、成立年次をめぐる議論の決着に資したい。

第一節 「革命之今時」をめぐる既往の解釈

そもそも、「奏状」は、多くの注目を浴びる一方で、成立年次について明記を欠くため、政治史の史料として扱いづらい面がある。古く松本周二・村田正志両氏は、「奏状」の成立を、元弘の乱の直前にあたる元徳二年（一三三〇）と推定した^⑥。これに対して、佐藤進一氏は、「奏状」第八条に「革命之今時、関東無^レ妖」とあることに注目し、辛酉革命の三年後、甲子革命にあたる正中元年（一三三四）であると指摘した^⑦。

これらの見解に対して、精細な批判を加えたのが村井章介氏である。村井氏の所説は、入り組んだ考察がなされているので、詳しく示す必要がある^⑧。

まず、村井氏は、佐藤氏が「革命之今時」を辛酉革命にひきつけて理解したことを卓見として評価しつつも、甲子革命の正中元年ではなく、辛酉の元亨元年（一三三二）にあてて考えるのが史料解釈の常道であると疑問を呈した。そして、「奏状」の跋文に見える「去年六月廿一日状」なるものを初稿とし、現存するものを翌年の改稿とみなした。「奏状」によ

る諫奏を一度ではなく、二度と解する点は、村井氏独自の解釈である。

また、村井氏は、跋文に「件状者、在^二禁中御調度之内^一。仙洞被^二取置^一之由風聞」とあることに注目し、禁中の調度の内から「奏状」の初稿を取り置いた「仙洞」を、後醍醐の父にあたる後宇多院に比定した。そして、後宇多が正中元年六月二十五日に死去したことから、それより後の元徳二年に「奏状」が上奏されたとする松本・村田説を否定したのである。

さらに、村井氏は、跋文に「旅宿楚忽馳^レ筆之間」とあることから、改稿が旅先で書かれたと判断し、元亨元年十月と正中二年閏正月の二度にわたって、定房が関東に下向した史実に注目する。後者の場合、初稿は正中元年六月二十一日に、改稿は翌年閏正月に書かれたことになるが、死去直前の後宇多が「奏状」の初稿を取り置くのは不自然であるとして、正中元年の可能性を退ける。これによって、佐藤説が否定されることになる。

一方、前者の場合、初稿は元徳二年（一三三〇）六月二十一日に、改稿は元亨元年十月十六日（定房の出京日）から十二月九日（定房の帰京日）の間に書かれたことになる。そこで、村井氏は、『花園天皇日記』元亨元年四月二十三日条に見える、同時期の定房が後醍醐に幾度か諫言を呈したという記事も援用して、前者の妥当性に軍配を上げた。

右の理解のもと、村井氏は、後醍醐の討幕の意思が、初稿の奏進された元徳二年六月の時点ですでに堅かったとし、後醍醐の践祚、すなわち文保二年（一三一八）二月（あるいはそれ以前）から、討幕計画が芽ばえていたと推測した。そして、後醍醐が討幕計画の一ステップとして、元亨元年（一三三二）十二月に後宇多院政を停止し、親政の開始で討幕計画にはずみがつくのを恐れた吉田定房が、後宇多の意向をうけて、旅先から再度の諫言を行なったと論じたのである。

以上の村井説は、「奏状」の成立年次について斬新な推定を試みることで、鎌倉末期の政治史に新たな理解を示したものであり、研究史上に占める位置は大きい。ただし、近年では、村井説やその前提をなした佐藤説に対して、河内祥輔氏や呉座勇一氏らが疑義を呈している。その批判の焦点が当たったのが、第八条の「革命之今時」についての解釈である。

まず、河内氏は、「革命」を「兵革」による「国家草創」、すなわち挙兵による幕府の打倒を意味すると解釈し、「甲子年や辛酉年とは無関係な表現と解することは十分に可能であろう」と述べた^⑨。また、呉座氏は、元応三年（元亨元年、一三三二）の改元のさいに、識緯説やこれにもとづく辛酉革命説が否定された事象に触れつつ、後醍醐天皇の周辺で流行した宋学が革命説を否定し、「奏状」も『孟子』を引用するなど宋学の影響が顕著であったため、「革命」を甲子の年や辛酉の年に結びつけることはできないと主張した^⑩。

しかし、河内・呉座両氏による批判は、一見興味深いものの、次のような考察不足の点も認められる。

たとえば、河内氏の示した「革命」の解釈は、単なる見解の相違として片付けられる程度のものである。呉座氏についても、元応三年の改元における識緯説・革命説の否定に着眼したのは良いが、次節で取り上げる重要な先行研究への目配りを欠くため、史的背景の把握が不十分な憾みを残す。『孟子』の受容を根拠として、「奏状」に宋学の顕著な影響があると断定的に述べたあたりも、かつて小川剛生氏が警鐘を鳴らしたように、いまだ慎重さが求められよう^⑪。さらにいえば、「革命之今時」が何を意味するのか、呉座氏による独自の見解が示されていないため、隔靴搔痒の感を拭えないのである。

結局、河内・呉座両氏の所論は鋭鋒鈍く、佐藤説や村井説の死命を制したとはいえない。そこで、先行研究を詳細にたどり、鎌倉末期の貴族

社会における辛酉革命観の実態を確認した上で、「奏状」第八条の「革命之今時」について、文献学的方法を用いて再考を加えたい。

第二節 鎌倉末期の貴族社会における辛酉革命説の否定

そもそも、辛酉革命とは、『易緯』や『詩緯』（ともに中国古代の緯書）にもとづく識緯説の一種で、辛酉の年に天命が改まる（帝王が変る）という思想である^⑫。日本では、平安中期の昌泰四年（九〇一、辛酉）に、醍醐天皇が年号を「延喜」と改めて以後、天変地妖・政変などを避ける目的で、辛酉の年に改元を行なうことが、江戸末期までの慣例となった。また、辛酉革命に類するものとして、甲子の年に政令が改まるという、甲子革命（甲子革政とも）の思想がある。これも応和四年（九六四、甲子）に村上天皇が年号を「康保」と改めて以後、攘夷を目的として、甲子の年に改元することが、江戸末期までながく行なわれた。

このような、約千年の長きに及んだ辛酉・甲子改元の歴史において、とくに後醍醐の時代における革命・革命の否定を、迷信打破として積極的に位置づけたのが、昭和戦前期の平泉澄氏である^⑬。

平泉氏は、元応三年（元亨元年、一三三二、辛酉）の改元のさい、大外記中原師緒が勘文を上奏して識緯説を否定したことが、当時の朝廷に大きな影響を与えたと論じ、この折りの改元詔書や綸旨にうかがえる革命否定の態度を、元亨四年（正中元年、一三三四、甲子）の公卿会議（革命定）における革命否定とあわせて、高く評価した。そして、醍醐天皇を模範とした後醍醐が、翻って醍醐・村上朝に始まった革命改元・革命改元と決別した点に、国家の紀綱が弛緩し始めた上代末期（延喜・天曆）よりも、国家権力が隆盛であった上代前期（奈良時代）を理想視する、「復古」の精神を読み取ろうとしたのである^⑭。

一方、戦後に入り、佐藤進一氏は、元弘四年（建武元年、一三三四）の

改元のさいに、後醍醐が中国年号の「建武」（後漢光武帝の治世の年号）を採用した史実を取り上げ、「先例と伝統を無視した改元のしかた」と評した。その上で、元亨・正中での革命・革命の否定にも言及し、「延喜（醍醐朝）・天曆（村上朝）の盛代にかえれ」という後醍醐のスローガンが、けっして額面どおりのものでなかったと指摘した。^⑮すなわち、平泉氏による積極的評価を逆転させ、むしろ先例の否定から後醍醐の特異性を強調したわけである。

このように、後醍醐の時代における革命・革命の否定をめぐって、戦前と戦後で対照的な評価が示されたのは興味深い。後にいずれの見解も重大な修正を余儀なくされることになる。次に、この問題について鋭利な批判となった、佐藤均氏による考証^⑯に触れる必要がある。

平安中期から鎌倉末期にかけての辛酉・甲子改元に深い造詣を有した佐藤氏は、紀伝・明経・算・暦・陰陽の諸道が勘申した革命・革命勘文、仗議の定文（いわば議事録）、宣下された改元詔書などを素材として、周到な検討を加えた。その結果、諸道の勘申や公卿の意見が一致しないために、その年が革命・革命に当たるかどうか決し難かった事情や、辛酉革命説・甲子革命説から変質した、辛酉・甲子の年を慎むという思想にもとづいて改元が行なわれた実態が明らかとなっている。

また、佐藤氏によれば、元応三年（元亨元年）の改元は、詔書で革命説に関わる緯書を否定した点に特色があるが、同年は革命に当たらず、辛酉の慎みによって改元する旨を詔書に記載するよう、後醍醐の下命があったという。佐藤氏は、これを寛仁五年（治安元年、一〇二二）、承暦五年（永保元年、一〇八一）、保延七年（永治元年、一一四二）、正治三年（建仁元年、一二〇二）、文応二年（弘長元年、一二六二）のような、過去の辛酉の年における改元の先例を襲ったものと指摘している。

要するに、識緯説を否定した中原師緒の勘文は革新的であり、その内

容が改元詔書に反映したと考えられるものの、改元の実質は、三百年來の先例を襲った、辛酉の慎みにもとづくものであったのである。すでに平安中期の段階から、辛酉を革命とみなす觀念が希薄になっており、後醍醐の時代に及んだ事実は軽視できない。^⑰以上の歴史的経緯を背景として、革命否定の思想は、鎌倉末期の貴族社会で、ある程度受容されていたのであった。

大覚寺統の重臣では、万里小路宣房や洞院実泰のように、辛酉革命を恐れる保守的な思考を持つ人物もいたが、「奏状」の作者である吉田定房は、辛酉革命に対して否定的であった。これを示すのが、つとに松本周二・村田正志両氏が注目した、元応三年二月二十三日の革命定における定房の発言である。革命定とは、改元定に先立って行われる、革命の可否及び改元の有無を詮議する仗議をいうが、この折の定文から、定房の発言を示そう。

^{定房卿}権大納言藤原朝臣定申云、奉^三若天命^一者、王者之法也。而^①辛酉之年

革命之義、經史之中、未^レ見^三其文^一。占候前知之学、君子^不貴。蓋此謂乎。為^三革卦之氣變^一之旨、雖^レ載^三紀經^一、短慮之至、熟未^レ得其義理^一。然而、任^三延喜以來之例^一、可^レ被^レ定^三当否^一者。四六・二六之算勘、陽乘・陰乘之曆数、説々之不^レ同。面々之注進、凡上古和漢紹運之年紀、疑殆多之。共雖^レ難^二必定^一、以^三神武天皇、為^三部首^一之条、清行朝臣勘文、代々用來歟。因^レ茲、今年不^レ当^三厄運^一之趣、諸道大略一揆歟。抑案^三易象^一、文明之德民説^レ之。

^③後醍醐天皇

吾后為^三崇文之明主^一。縱雖^レ暨^三大變之期^一、何恐^三時變^一哉。況乎、於^レ不^二相当^一乎。但安而不^レ忘^三危者^一、先哲之格言也。纖芥之邪、不^レ載^三觀心^一。殊本^三中和之德^一、可^レ被^レ行^三王道之正^一乎。謂^レ道者、修^三天理^一是也。知^レ道不^レ被^レ行者、還可^レ乖^三上天之玄鑒^一乎。早改^三元号^一、

被_レ修_二德化_一者、聖運弥以長久、民俗可_レ哥_レ康哉者乎。

〔「革命類」卷第五元亨元下〕^②

定房の主張の力点は、傍線部に尽くされている。まず、辛酉の年が革命にあたるという識緯説について、中国の経史にその挙証を見いだせないことを指摘する(①)。そして、諸道から勘申された勘文は、元応三年が革命の厄運に当らぬという意見ではほとんど一致していることを確認し(②)、後醍醐が「崇文の明主」であるので、たとえ「大變の期」であっても、どうしてもこれを恐れようか。ましてや、この元応三年が革命に当たらないのであるから、なおさらである、と強調する(③)。ただし、「安けれども危うきを忘れず」(『周易』繫辭下伝)という格言にもとづき、王道を正しく行なうべきことを述べ、早く改元によって徳化を修めることを提言するのである(④)。

右の定房による発言が、つとに松本周二・村田正志両氏が指摘したように、辛酉革命について「根拠なき妄誕の空理たる事を弁じ」たものであることは、明白であろう。この厳然たる事実を念頭に置くならば、定房が草した「奏状」第八条の「革命」が辛酉革命を指すとは、とても考えにくい。したがって、佐藤説や村井説のように、「革命之今時」に特定の年をあてはめて議論を展開したところで、それは何ら有効性を持ちえないのである。

こうしてみれば、いち早く「奏状」に注目した松本・村田両氏が、第八条の「革命」を辛酉革命に結びつけなかったのは、定房の抱いた革命否定の思想を考慮した上での、慎重な判断であったとさえ思われる。松本・村田説を批判した佐藤進一氏にしても、先に触れたように、かつて後醍醐の時代における革命・革命の否定に注目していたのであるから、いままじの注意があれば、付会に陥ることはなかったであろう。

第三節 第八条の再検討―湯武放伐の故事を通して―

さて、如上の検討によつて、現在の通説として重きをなす村井説は、その前提となった佐藤説とともに、論拠に重大な疑問が呈された。では、「奏状」第八条の「革命」をいかに解釈するのが妥当であろうか。

ここで筆者が注目するのは、「奏状」の後半部に属する、第五条・第七条・第八条・第九条の文章構造である。これらを順番に列挙しよう。

一、黄帝征伐事(第五条)

蚩尤不_レ用_二帝命_一、故征_二伐之_一。今時、関東之武士、無_下逆_二天理_一之志_上歟。其不可_一也。

一、湯取_レ桀事(第七条)

龍降_二于夏庭_一、鬼泣_二于国境_一。囚_二湯於夏台_一、驅_二民於無罪_一。成湯、受_二命于天_一、放_二桀於鳴条_一。而有_二輔德_一。今時、関東之妖孽未_レ見。万民之愁苦未_レ聞。豈以_二微弱之王民_一、伺_二天縱之武運_一哉。其不可_一也。

一、武王放_レ紂事(第八条)

脯_二九侯_一、醢_二鄂侯_一。瀝_二酒池_一、掛_二肉林_一。嬖_二愛妲己_一、成_二長夜之樂_一。以_二苛酷之刑法_一、修_二炮格之令_一。爰有_二文王受命之君_一、積_二憂於牖里_一。繼以_二武王聖明之主_一、発_二蹤於孟津_一。革命之今時、関東無_レ妖、其儀聞_上。其不可_一四也。

一、本朝時運興衰事(第九条)

異朝紹運之牀、頗多_二中興_一。蓋是異姓更出故而已。本朝利利天祚一種故、陵遲日甚、中興無_レ期。是聖德之所_二觀見_一也。就_レ中、保元之後、源平遞專_二国権_一、皇威漸損。元暦年中、右大将頼朝卿、平_二定天下_一、并_二吞国邦_一。承久之後、義時朝臣、專持_二国柄_一。通三儲貳之廢立、高槐大樹之黜陟、事皆出_レ自_二武威_一。今時、草創之

觀念、若不^レ叶^二時機^一者、忽有^二敗北之憂^一歟。天嗣殆^レ尽^レ此乎。本朝安否、在^二于此時^一。豈不^レ廻^二聖慮^一哉。

まず、問題の第八条を見ると、殷の紂王による暴虐と淫楽、周の文王の受難、武王による紂王の放伐など、漢土における殷から周への王朝交替にまつわる故事を引き、その上で「革命之今時」にあたって、鎌倉幕府衰運の兆候が見えないため、討幕を不可とする論理展開である。同様に、第五条・第七条・第九条においても、和漢の先例を示し、その上で「今時」における鎌倉幕府の隆盛を踏まえて、討幕の挙兵を諫める構造となっている。

これについては、すでに村井章介氏も注意を払い、「天がいまのところは、関東をみはなしてはいないことを、しつこくくりかえしている」と述べる。²³これは鋭い洞察であるが、ただひとつ第八条のみが「今時」ではなく、「革命之今時」と記すのは、いかにも不統一の感が否めない。村井氏は、「革命之今時」を、辛酉の元亨元年（二三二）と理解するため、これを不審としなかったが、果たして、「革命之」と「今時」を切り分けることはできないのであろうか。

そこで注目したいのが、国文学者の増田欣氏の見解である。増田氏は、『太平記』における『孟子』の受容を検討するなかで、「奏状」に見出される易姓革命説への意識にも言及している。²⁴とくに興味深いのは、増田氏が第八条を検討するさい、問題の箇所を「革命之、今時」と加点了たことである。増田氏が依拠した「奏状」の本文は、松本周二・村田正志両氏が『吉田定房事蹟』に収めた醍醐寺本にもとづく翻刻のようであるが、あえて点を打ち変えたのは、第八条の性格について、次のような解釈を下したことによる。

右の文（筆者注―第八条）の終わりに「其儀聞^レ上」とあるのは、この進諫状（筆者注―「奏状」）の第七条に殷の成湯が夏の桀王を討った

故事をあげて、「今時関東之妖孽未^レ見、万民之愁苦未^レ聞、豈以^二微弱之王民^一、伺^二天縱之武運^一哉」と説いたのをさしたものである。すなわち、桀紂のごとき暴戻苛酷な政治があれば、やがて天も命を革めるはずで、さすれば幕府滅亡の前相があらわれ万民の愁訴が巷に満ちるにちがいないが、今のところそのような情況にはあたっていないとして、討幕を諫止しているのである。

すなわち、増田氏は、「奏状」第七条に示された殷の成湯（湯王）による放伐の故事と、第八条に示された周の武王による放伐の故事とが、緊密な関連を持つことに注意を払う。その上で、第八条の「革命」が、放伐による易姓革命を意味すると考えたのである。この見解は、これまで中世史家によつて看過されてきたが、先の不審を解く上で、傾聴に値する卓見といつてよい。²⁵そこで、第八条の「革命之今時」を厳密に読解することで、増田氏の理解の正しさを証明しよう。

まず、問題の箇所を増田氏の加点了にもとづいて引用すると、「繼以^二武王聖明之主^一、發^二蹤於孟津^一、革命之、今時……」となる。このうち、「繼以^二武王聖明之主^一」は、武王が父の文王から王位を継承した故事を述べたものであり、また「發^二蹤於孟津^一」は、武王が殷の紂王を打倒する軍勢を発した故事をいうと解される。その上で、「發^二蹤於孟津^一」を、どのように読み下すが問題となる。

この点について、佐藤進一氏は、「發^二蹤於孟津^一」を「蹤を孟津に発す」と句切つて読み下し、その直下の「革命之今時」を、甲子の元亨四年（正中元年、一三三四）と解釈した。²⁷しかし、伝玄恵撰『胡曾詩抄』（『伝承文学資料集成』第三輯）が「孟津ハ、河ノ名也。周ノ武王ノ起^レ軍時、此孟津ヲ渡テ、紂力都ヘ向シ也」と注するように、孟津は、殷の都である朝歌への通過地点に過ぎない。佐藤氏の訓読では、武王による放伐は未発のままであり、第八条の「武王放^レ紂事」という事書の趣旨が十分に明

示されないことになる。むしろ、戦前の小野壽人氏による「蹤を孟津に発して之を革命する」という理解の方が、正鵠を射ている。

ここで筆者が注目するのは、中巖円月の著した『中正子』革解篇卷之三(『東海一瀕集』巻三。『五山文学新集』第四卷)に見える、「中正子曰、鳴条之誓、牧野之戦、則湯武革命之時也」という一節である。これは、殷の成湯と周の武王による放伐について述べた内容であり、成湯による「鳴条の誓い」と、武王が殷の軍勢を打ち破った「牧野の戦い」を、ともに「革命」の象徴として示している。

この『中正子』の内容は、「奏状」を正確に読解する上でも示唆的である。まず、「鳴条の誓い」については、第七条「湯取桀事」においても、「成湯、受命于天、放桀於鳴条」として触れられる。一方、「牧野の戦い」に該当する内容を第八条「武王放紂事」に求めると、佐藤氏の訓読・解釈に拠る限り、これを見出し得ない。しかし、増田氏の理解に立脚すると、「革命之」こそ、「牧野の戦い」に該当することは明白である。

要するに、「革命」は、佐藤進一氏のように名詞として扱うのではなく、増田欣氏や小野壽人氏が「命を革める」あるいは「革命する」と解釈したように、動詞として訓読するのが適切である。そうすると、「革命」は牧野の戦いを含意する表現と考えて支障なく、第八条全体の流れも「武王放紂事」という事書に一致する。かくして、「革命之今時」は、「革命之」と「今時」に切り分けることが可能となり、第八条と第五条・第七条・第九条とが、共通する文章構造となるわけである。なお、付言すると、「革命」の直下にある「之」は陳述の助字であり、平安中期以降、博士家の訓法では不読とし、仏家の訓法では「コレ」(代名詞)と訓ずる訓分けが一般に行なわれていた。²⁸⁾

ところで、佐藤氏が、「革命之今時」のくだりを正しく読解できなかった

「吉田定房奏状」再考

たのは、その依拠した醍醐寺本『浄修坊雜日記』所収の「奏状」において、「革」の右側に「アラタムル」の傍訓が施されていたことによる。この連体形の訓は、佐藤氏以前にも、松本周二・村田正志両氏の『吉田定房事蹟』に影響を与えており、同書における「奏状」の翻刻でも、「革命之今時」という句切り方がなされている。²⁹⁾『吉田定房事蹟』を参照したことも、佐藤氏の判断を左右した一因であったろう。

しかし、醍醐寺本は貴重な古写本であっても、「奏状」を草した作者の自筆本ではないため、その傍訓の全てに無条件に従う必要はない。所詮、書写者による一箇の解釈に過ぎぬのである。

とくに、いま問題とする第八条は、醍醐寺本の「奏状」において誤写がもつとも多い箇所であるため、本文読解上、どうしても意改を避けにくい事情を含む。³⁰⁾それは、佐藤氏による翻刻が柳原本・乙にもとづき、第八条でいくつか改訂を施したことから明らかであろう。³¹⁾さらにいえば、そもそも柳原本・乙の本文は、水戸彰考館の史臣による改訂が施された、『醍醐雜録』所収の「奏状」の本文を襲うものであった(注③参照)。すなわち、彰考館の史臣らが、古写本である醍醐寺本の本文を精細に吟味して改訂を辞さなかったのは、ここでは継承すべき姿勢なのである。結局、歴史家にとって史料解釈でもっとも肝要であるのは、検討対象とする史料への内在的理解を措いて他にない。

以上の考察の結果、「奏状」第八条の「革命之今時」とは、辛酉革命を指すものではないことが明らかとなった。問題の箇所は、「革命之」と「今時」に切り分けるのが適切であり、「革命」は周の武王による放伐の故事を指したものに他ならない。ゆえに、これに特定の年をあてはめ、「奏状」の成立年次を論じることが、当を得ないのである。

かくして、佐藤進一氏による正中元年(一三三四)成立説、村井章介氏による元応二年(一三三〇)六月初稿成立、元亨元年(一三三二)冬改稿

成立説は、ともにその論拠が崩れた。とくに村井氏の所論は、討幕計画の始動を後醍醐の践祚直後に引き上げ、後宇多院政の停止に後醍醐の強い意志が作用したと主張するなど、鎌倉末期の政治過程に斬新な解釈を試みたものでもあったが、それはすべて再考を余儀なくされるのである。

その一方で、復活の兆しを見せるのが、かつて松本周二・村田正志両氏によって提起された元徳二年（一二三〇）六月説である。松本・村田説は、佐藤氏が「奏状」第八条の「革命之今時」を辛酉革命に結び付けたことで、妥当性をあえなく失ったかに見えたが、佐藤説・村井説に重大な難点が生じたいま、その懸念も払拭された。まさに、「奏状」の研究は、古説に立ち戻り、そこから新たな出発を期すべきときである。

ただし、その考察に立ち入る前に、「奏状」の作者を吉田定房ではないと主張する新説と対峙し、これと干戈を交えねばならない。章を改めて論を進めよう。

第二章 「吉田定房奏状」の成立背景

本章では、「吉田定房奏状」の成立背景について考察を加える。とくに、近年に河内祥輔氏が提起した「いわゆる「吉田定房奏状」は定房の奏状に非ず」という見解について、跋文の再検討を通して批判を展開する。そして、新たな視点から後醍醐天皇と吉田定房の関係を考証することで、「奏状」の成立背景を明らかにしたい。まずは、「奏状」の作者をめぐる研究史の回顧から始めよう。

第一節 作者をめぐる研究史と新説の登場

冒頭でも述べたように、現在伝わる「奏状」の本文は、後醍醐に上奏された原本そのものではなく、上奏の翌年に、作者が記憶をたどって復

元した覚書である。その経緯は、「奏状」の末尾に見える、次の跋文に詳しい。

以前条々、大概取_レ意。定有_二漏脱依違_一歟。此意見、去年六月廿一日状也。件状者、在_二禁中御調度之内_一。仙洞被_二取置_一之由風聞。定有_二出現之期_一歟。文章増減、首尾錯乱、雖_レ為_二勿論_一、粗肝要旨趣者、更不_レ可有_二相違_一者也。旅宿楚忽馳_レ筆之間、外見旁有_レ憚矣。これによれば、作者は、禁中の御調度にあった「奏状」が「仙洞」によって取り置かれたという風聞に接して、「旅宿」で覚書を作成したという。ただし、この跋文には、もともと肝心な作者の記名を欠く。そのため、どうしても「奏状」を政治史の史料として利用しづらい憾みが残る。

このような事情から、近世前期に『浄修坊雜日記』を採訪した水戸彰考館の史臣たちも、「奏状」の史料価値に注目したものの、「此書、蓋当_二後醍醐拳兵之初_一、所_二上奏_一也。惜乎失_二其人_一也」（『醍醐雜録』）という短い考証を付したのみであった³³。彰考館で編纂された『大日本史』の本紀・列伝や『参考太平記』などにも、作者不明の「奏状」が利用された形跡はない。

下って近代の歴史学界では、大正・昭和初期の三浦周行氏や櫻井秀氏らが、鎌倉末期の政治思想に触れる中で「奏状」に注目したが、これも部分的な言及にとどまり、作者についての考究もなされていない³⁴。

ところが、昭和戦中期に入って、後醍醐天皇や「建武中興」に対する学界の関心が高まるようになると、「奏状」について新たなアプローチがなされる。とくに、内的徴証を精査しつつ、吉田定房の事績に入念な検討を加え、「奏状」の作者を定房に推定したのが、小野壽人氏・松本周二氏・村田正志氏であった。

これらの三氏の中では、村田氏が、昭和十三年（一九三八）五月の史学会第三十九回大会で「元弘役に於ける吉田定房公」という研究報告を行

なったさい、「奏状」を吉田定房の作であると論じたのが、もっとも早い。^⑤

ついで、小野氏は、昭和十四年に発表した論文「中興の御精神と革命思想」において、平田俊春氏による定房の事績研究を踏まえ、定房が幾度も討幕計画を諫言したことを伝える、吉田隆長編『吉口伝』（隆長が兄定房との往復文書・問答や、定房の日記を抄録したもの）の記載と、「奏状」を結びつけた。^⑦そして、「凡定房卿者、常納直言一歟」（『花園天皇日記』元亨元年「一三三二」四月二十三日条）^⑧という同時代評、後醍醐天皇の傳育に携わった定房の立場、大覚寺統の正統性を確信してこれに尽くした吉田家代々の政治的活動、「奏状」と『吉口伝』における「草創」という表現の共通性、これらにもとづいて、吉田定房を「奏状」の作者に推定したのである。

さらに、松本・村田両氏も共著『吉田定房事蹟』において、小野氏とほぼ同様の根拠にもとづいて、「奏状」の作者を定房と論じた。^⑨これについて注目すべきは、同書の巻頭に序文を寄せた辻善之助氏が、賛意を示したことである。^⑩学界の重鎮であった辻氏の承認を得て、定房作者説は、一躍通説的な位置を占めることとなり、今日に及んだ。

ところが、この通説に対して根本的な批判を提起したのが、近年の河内祥輔氏である。次に、その論旨を詳しく取り上げよう。^⑪

まず、河内氏は、既往の学説に対して、「後醍醐の側近は定房一人ではなく、幾人も存在しており、上記の根拠なるものは、側近の誰にでも共通に当てはまる」と述べ、明確な根拠が欠落していると強く批判した。また、河内氏は、跋文に登場する、禁中の御調度から「奏状」を取り置いた「仙洞」について、「奏状」第十条と関連付け、次のような解釈を加えた。

すなわち、第十条に「仙洞聖運、武家権威、可_レ有_二其期_一事」とあり、

この「仙洞」が持明院統の後伏見院であることは、本文の記述より確定される。そうなると、跋文の「仙洞」についても、同じ後伏見とみるのが当然であるというのである。

後醍醐と対立した後伏見が、後醍醐の手許にあった「奏状」を取り置けるのは、後醍醐が京都を脱出して討幕の挙兵に及び、光厳天皇（後伏見の皇子）が即位した後に他ならない。この点から、河内氏は、後伏見による「奏状」の入手を、元弘の乱が始まった後、すなわち元弘元年（一三三二）九月以後と考える。

さらに、河内氏は、作者が「奏状」の覚書を作成したのは、その境遇と関係があるとする。跋文によると、作者は「旅宿」において覚書を作成したが、それは討幕の挙兵に反対する意見であるので、作者は元弘の乱で後醍醐に連座した貴族であると想像されるという。そして、作者が死刑もしくは流罪の処罰を回避するために、復原した「奏状」を提出しようとしたと主張する。

この条件にかなう候補者として、従来「奏状」の作者に擬せられてきた吉田定房は外れる。なぜならば、元徳三年（元弘元年）四月に討幕計画を幕府に密告した定房は、処罰を受けず、「旅宿」の身にもなっていないからである。かくして、河内氏は、「定房が作者でないことは確実である」と断言し、「奏状」の成立年次と作者の候補として、以下の二つを提示した。

候補① 「奏状」——元徳二年（一三三〇）六月

↓ 覚書——元弘元年（一三三二）九月〜十二月

作者の候補——日野俊基

候補② 「奏状」——元弘元年（一三三二）六月

↓ 覚書——正慶元年（一三三二）

作者の候補―平成輔・源（北畠 具行・花山院師賢・洞院公

敏・万里小路季房・万里小路藤房・葉室光顕

ただし、河内氏は、「このように候補者は八人を数えており、それをさらに絞り込むための手懸かりは見つかりそうにない。作者はこの八人の中の誰かであるとするに留めたい」と述べる。通説を果敢に否定したもの、これに代わる断案を示すのは避けたのである。

以上の河内説については、呉座勇一氏のように、「非常に説得力のある見解」、または「興味深い仮説」として、これを高く評価するむきもある。しかし、河内氏が示した見解は、果たして独自性や妥当性が認められるのであろうか。次節では、既往の研究を点検するとともに、跋文に厳密な再検討を加えることで、これを確かめたい。

第二節 跋文の再検討

まず、河内説で注目されるのは、跋文の「仙洞」を後伏見院に比定し、村井章介氏の見解に批判を加えた点である。すなわち、河内氏は、

第十条の「仙洞」は明らかに持明院統の上皇を指しているから、もしも跋文の「仙洞」が後宇多であるならば、明確に後宇多と分かるような書き方をするはずである。単に「仙洞」とあるのは、第十条の「仙洞」と同一人物であるからにはかならない。もしも後宇多がこの奏状を手に入れて、後醍醐の倒幕運動の意図を知ったとすれば、後宇多がそれをそのまま黙過するはずはない。この点からも後宇多法皇説は無理であると思われる。⁴³⁾

と述べる。確かに、跋文の「仙洞」と第十条の「仙洞」が異なる人物ならば、表記上これらは区別されてしかるべきである。しかし、そうではない以上、両者が同一人物である可能性は高い。また、「奏状」を入手した「仙洞」が後宇多であったならば、討幕計画を見過ごすはずがないと

いう見解も、もつともである。以上の河内氏による指摘は、筆者が前章で示した、第八条の「革命之今時」をめぐる批判とともに、村井説に大きな疑問を投げかけるものといえよう。

ただし、河内説による「仙洞」の解釈については、これを先取りした論者が存在することも指摘しておかねばならない。実は、一九六四年の段階で、由良哲次氏が、跋文に見える「仙洞」を「おそらく後伏見、花園院」と推定していたのである。⁴⁴⁾この由良氏の指摘は、河内説で言及されないが、早くも正鵠を射る解釈を行なった点で重要な意義を有する。要するに、「仙洞」についての創見の功は、河内氏ではなく、由良氏に帰するといえよう。

さて、右の「仙洞」の解釈はともかく、河内説には首肯しがたい点も多い。以下、跋文の再検討にもとづいて詳細な批判を加え、河内説全体の真価を見定めよう。

第一に焦点を据えるのは、河内説が示した「旅宿」の解釈である。すなわち、河内氏は、「旅宿」で覚書を作成したという跋文の記載に注目し、「奏状」の作者を処刑地や流刑地に居る（またはそれに向かう）貴族であったと推測した。⁴⁵⁾「旅宿」に特別な意味を見いだすのは、村井章介氏も同様であり、「定房は改稿を京都でなく旅先で書いたのだ」と述べている。⁴⁶⁾確かに、「旅宿」という語は、「奏状」の作者が京都から遠く離れた地にいた印象を抱かせるが、このような一般的通念に寄りかかった解釈は、果たして適切であろうか。

最近、小川剛生氏は、兼好法師の事績を考証する中で、千種有維筆『源氏物語』桐壺巻に写された、延元元年（建武三年、一三三六）三月二十一日付の本奥書を検討した。⁴⁷⁾その折りに、小川氏は、兼好が青表紙本（藤原定家自筆）の桐壺巻を書写した場所である「一条猪熊旅所」（平野流卜部の邸宅）に関連して、「旅所」は自らの仮寓の謙称である」と指摘して

いる。そして、小川氏は、これに補足して、「既に一定期間居住しているものの、ほんらい由縁のない、または粗末で不本意な住居を「旅所」「旅宿」などと言った」と注記し、『後愚昧記』永和三年（一三七七）二月十一日条や『吉田家日次記』貞治五年（一三六六）七月九日条に見える用例を示した。

この小川氏の指摘は、いま問題とする跋文の「旅宿」について、有益な示唆を与える。ただし、小川氏が示した用例は、少し時代が降る南北朝の史料であるので、念のために鎌倉後期における「旅宿」の用例も挙げておく。

十日、丁巳。（中略）自_二今日_一、渡_二春日蓬屋_一。於_二常盤井殿_一毎度病悩之上、今度又自_二去月十六日_一于_レ今平臥之間、似_レ有_二子細_一。仍渡_二他所_一。

十一日、戊午。（中略）前左大弁宰相、為_二龍樓御使_一、来_二旅宿_一。無_二便宜_一之上、所勞之由、答_レ之。而猶可_二対面_一之由、重称_レ之。此条存外之間、答_二子細_一了。

これは、『公衡公記』の正和四年（一二三五）五月十日条、十一日条である。記主の西園寺公衡は、おりしも病氣を患っていた関係で、五月十日に本宅の常盤井殿から別宅の「春日蓬屋」（京都北郊の春日小路に面した邸宅か）に移った。翌十一日、公衡は、東宮尊治親王（のちの後醍醐天皇）の使者である万里小路宣房の訪問を受けたが、ここで自身の滞在する「春日蓬屋」を「旅宿」と称しているのが注目される。この例から、「旅宿」が本宅以外の滞在先を指す呼称として用いられたことは、いっそう明らかである。

ちなみに、「旅」の字を冠する居所の名詞に、「旅御所」がある。つとに『武家名目抄』第七十五冊居所部一の末尾で立項され、『吾妻鏡』寛喜二年（一二三〇）閏正月二十九日条、建長二年（一二五〇）三月二十六

日条・五月十日条などの用例が掲出されている。これらは、いずれも鎌倉殿が方違で滞在した執権・連署の邸宅を、「旅御所」と称したものである。さらに、京中における院の御幸先を「旅御所」と称した例も、『花園天皇日記』元弘元年（一二三二）十一月十三日条に認められる。

このように、鎌倉・南北朝時代では、京都や鎌倉の邸宅であっても、「旅宿」「旅所」「旅御所」と称することが多かった。つまるところ、これらの「旅」には、「（遠方ではなく、同じ地で）自宅以外にいること」という語義が適合しよう。以上の事実に照らすとき、跋文の「旅宿」を処刑地あるいは流刑地と推測した河内説、ならびに旅先と断じた村井説の前提は、大きく揺らぐのである。

かくして、筆者は、「奏状」の覚書がまとめられた「旅宿」を、その作者が京都に有した別宅、または近い滞在先であったと推察する。この点に関わって、「奏状」の覚書をまとめた作者の事情についても、考察を加える必要があるが、これについては、行論の都合上、本稿の末尾で管見を示すことにしたい。

第二に検討したいのは、河内説が示した「奏状」の作者像である。すなわち、河内氏によれば、元弘の乱で後醍醐に連座したある貴族（候補者は、あわせて八人）が、処罰を回避する目的で、討幕の挙兵に反対した「奏状」を復原し、その提出を企てたという。⁵⁰ この推測と表裏の関係をなすのは、定房作者説の根拠が、後醍醐側近の誰にでも共通に当てはまるという、河内氏特有の主張である。⁵¹

しかし、跋文の末尾に記された「外見旁有_レ憚矣」という一文に注目すると、一抹の疑念が沸き上がる。これによれば、「奏状」を復原した作者が覚書の「外見」を憚ったことは明白であり、処罰を回避するために覚書の提出を企てたという河内説と、重大な抵触を生じるからである。

また、次節で触れるように、元徳二年（一二三〇）に討幕を諫めた大外

記中原章房は、後醍醐の逆鱗に触れたことで落命している。この事実を念頭に置くならば、河内説が述べるほど、後醍醐に仕える誰しもが面を犯せたと考えがたい。加えて、候補者とする貴族八人について、各人の政治的位置の検討を欠くのも問題であろう。

この点に関わって重視すべきは、つとに小野壽人氏によって示された、「親房（筆者注―北畠）を始め資朝（筆者注―日野）その他の人物を考へると、この諫奏の内容と行動とが一致しない」という指摘である。小野氏の述べるように、「奏状」が示す危機意識と、討幕計画に加わった後醍醐側近らの先鋭的な政治行動を比べると、隔たりが著しい。ゆえに、小野氏を含む戦前の諸学説が「奏状」の作者を吉田定房に推定したのは、論理的に納得がゆく判断なのである。

一方、後醍醐の側近ならば誰でも「奏状」の作者と考えられるという河内説は、小野氏の留意した思想と行動の矛盾について、とくに頓着しない。しかし、後醍醐の側近であれば、例外なく「奏状」の作者候補と認めうるのだろうか。この疑問への回答となる史料が、古くから注目されてきた『吉口伝』『吉田一品事』^{（定房）}、東使道太奏聞内々事書^{（太田時達）}である。

吉田一品事

前帝御陰謀問事、度々諫申之由、諸人白状分明也。然而、依^レ無^レ勅許、一向蟄居。是則為^レ都鄙、尤可^レ謂^レ忠臣一歟。然者、故可^レ被^レ召仕哉。可^レ奉^レ輔^レ政道^レ之器用、旁相^レ当其仁一歟。関東又由来有^レ其寄^レ者也。旁為^レ微忠之臣一事。^{（後醍醐天皇）}

これは、年次や典拠について記載を欠くが、平田俊春氏の考証したように、元弘元年（一一三二）十一月二十八日に、東使太田時連が持明院統に捧げた、「先帝御事、緇素罪名已下十余个条」にわたる「事書」〔花園天皇日記「同日条」〕を引用したものと考えられる。この「事書」で、幕府は、吉田定房の登用を持明院統に提言しているが、その理由として、定

房が後醍醐に「御陰謀」（討幕計画）を幾度も諫めたにも関わらず、聞き入れられなかったので蟄居したこと、また鎌倉幕府と吉田家の間に古くから深い所縁が結ばれていたこと、以上の二点が示されている。

ここで注目すべきは、「事書」が、定房の諫言について「諸人白状分明也」と明記する点である。「諸人」とは、元弘の乱で逮捕された後醍醐の側近達、換言すれば、河内説において「奏状」の作者の候補と目された人々に他ならない。その彼らが、幕府による尋問に対して、定房の度重なる諫言を証言したのは、まことに重大である。

ところが、河内説では、「諸人白状分明也」のくだりに触れることなく、『吉口伝』と「奏状」をたくみに結びつけた先行研究を頭から否定する。先学の根拠とした史料の精読を欠いたまま、印象論に走るのは、いかにも危うい。河内説による通説批判に有効性を認めることは、きわめて困難である。

以上の検討の結果、河内説には、「旅宿」をめぐる誤解が原因で、跋文の解釈に無理な飛躍が生じていることが明らかとなった。加えて、作者の立場についての仮説も奔放に過ぎ、関係史料の読解にも注意不足が否めない。かくして、通説に再考を迫った河内説は、一転その妥当性に重大な疑問が投げられた。

第三節 後醍醐天皇と吉田定房

河内説への批判は前節に尽きるが、吉田定房を「奏状」の作者と考定する上では、通説に寄り掛かるだけでなく、筆者独自の考察も必要であろう。そこで、新たな素材によりつつ、論を展開したい。

そもそも、後醍醐ほどの君主に対する諫言、しかも討幕計画の批判ともなると、並大抵の廷臣ではなしえなかったはずである。ところが、「奏状」の序文には、「敢犯十分之逆鱗一矣」という、いかにも大胆不敵とい

うべき一文がある。これは、「奏状」の作者が、後醍醐に対して特別な存在感を発揮する人物であったことを、強く示唆するものに他ならない。⁵⁵ それでは、通説で考えられてきた吉田定房は、「奏状」の作者たりうるものであろうか。

まず、「奏状」の作者が占めた政治的位置を考える上では、大外記中原章房の末路が参考となる。章房は、元徳二年（一二三〇）四月一日、京都清水寺に参詣したさい、「名譽悪党」と称された瀬尾兵衛太郎の凶刃にかかって果てた。⁵⁶ なぜ章房が非業の死を遂げたのか。その理由について語るのには、『太平記』島津家本巻第一「御告文事」^{（後略）}⁵⁷である。

これによると、後醍醐から討幕計画を打ち明けられた章房は、鎌倉幕府の強大な勢威を説きつつ、衷心より諫言した。章房は秘密を漏らすような人柄ではなかったが、計画に賛同しなかったことを深く恐れた後醍醐は、側近の平成輔に命じて、しかるべき処置を命じる。そこで、成輔は瀬尾兵衛太郎に接触し、禄を与えて章房の口を封じさせたという。

章房の諫言は、「先度ノ余殃ニ依テ、人未ニ安危ヲ定メ候。依レ之、武臣弥猛威ヲ振イ候処ニ、朝廷ノ微力ヲ以テ、関東ノ強敵ヲ伏セラレン事ハ、イカバト存ズ。若叡策異違有バ、朝儀重テ塗炭ニ落候ナンカ。能御思案有ベクヤ候ラン」という内容であった。これは、「奏状」第四条・第九条と同様の論理に立脚したものであるが、「奏状」の作者を吉田定房とするならば、章房が無惨にも落命し、かたや定房が蟄居で済んだのは重大な相違である。この点に注意を払うとき、「奏状」の成立背景を読み解く上で、新たな考察の糸口が得られる。

そもそも、定房が平素より後醍醐を諫言していたことは、先に引いた『吉口伝』^{（定房）}「吉田一品事、東使道太奏聞内々事書」^{（太田時忠）}や、「凡定房卿者、常納直言」^{（定房）}歟。誠可謂忠臣」^{（定房）}（『花園天皇日記』元亨元年「一二三二」四月二十三日条）という花園院の評語からも明らかである。では何ゆえに、定房は、

後醍醐ほどの専制君主に対して、かくも諫言者の立場を取り続けられたのか。これがもつとも気にかかる点である。

ところが、意外なことに、近年の研究では、この点についてあまり踏み込んだ検討が見られない。例えば、「奏状」の成立を元応二年（一二三二）に遡らせた村井章介氏は、定房が「奏状」を上奏した背景に、後醍醐を抑えきれなくなりつつあった後宇多院の意向を想定したが、むしろ目を向けるべきは、後醍醐と定房の関係であろう。その意味で示唆的であるのは、かつて小野壽人氏が示した、「後醍醐天皇を御輔育申し奉つた人物として彼（筆者注＝定房）にはかゝる諫奏をなし得る境遇が与へられてゐた」という見解である。⁵⁸

確かに、定房が幾度も諫言を行いながら、その身を全うしえたのは、彼が後醍醐の傳育者、すなわち乳父の立場にあつたためと考えれば納得がゆく。そこで問題となるのは、定房が乳父として後醍醐といかなる間柄であつたのか、その具体像である。まずは、中世前期における乳父について優れた分析を加えた、秋山喜代子氏の研究成果を確認したい。⁵⁹

秋山氏によると、中世前期における乳父は、主家の近習から選ばれることが多く、養君に対して後見者・養育者・経済的奉仕者のような立場を担って、その有力な後ろ盾となつたという。とくに、王家では、落胤、出生順の遅い子供、皇位継承が期待されない皇子などが、乳父・乳母の家で育てられた。そして、養君が特別な事情で即位したさいには、保護者たる乳父・乳母の一家が、外戚に代わる後見役に位置付けられたようである。鎌倉時代では、成人の天皇に複数人の乳父がつけられていた。

後醍醐の場合、践祚した文保二年（一二三二）には、花山院師信・西園寺実衡・吉田定房の三人が乳父であつた。⁶⁰ このうち吉田定房が、古くから後醍醐の乳父をつとめていたことは、『増鏡』卷第十三「秋のみ山」に見える、元亨二年（一二三二）正月三日の朝覲行幸の記事が徴証となる。

これとあわせて注目すべきは、後醍醐政権のもとで、定房が無類の厚遇を受けていた事実である。とくに、元徳二年（二三三〇）正月に従一位に叙されるばかりか、建武元年（二三三四）六月に准大臣となり、続いて同年九月に内大臣への昇進を許されたことなどは、吉田家の家格を越える抜擢として、後代でも取り沙汰された。もちろん、このような処遇は、松本周二・村田正志両氏が指摘したように、定房の卓越した器量によるところが大きい^⑤が、同時に後醍醐の乳父であったことも無関係とはいえない^⑥。のちに定房が、尊良親王（後醍醐の第一皇子）の乳父たる重責を担ったこと（『増鏡』巻第十四「春の別れ」）も、後醍醐の定房に対する信任の厚さを物語るものである。まさしく、定房は他の廷臣と一線を画した存在であった。

ただし、右に挙げた諸事例だけでは、定房が占めた政治的位置の由来が明確とならない。とくに、秋山喜代子氏が指摘したように、中世前期における乳父の存在形態は、一家をあげて近習奉仕する点に、重大な特色がある。吉田家でも、定房のみならず、その弟であった隆長・冬方らも、後醍醐の側近としてめざましく活躍していた^⑦。ゆえに、定房のみならず、吉田家の人々が、いかなる背景のもとに、後醍醐と政治的な一体関係を結び、かつ後醍醐を扶翼したのか、これを究明することが肝要である。そこで、ある未刊史料を手がかりとして、考察を加えることにしよう。

鎌倉末期の大覚寺統に親近した真言僧のひとりに、慈尊院栄海がいる。勧修寺流に属した栄海は、多くの密教修法を勤修するほか、俗体の後醍醐に対して、印可（許可灌頂）を伝授した^⑧。また、後醍醐が自ら聖天法を勤修して討幕の成就を祈念したことは有名であるが、その聖天供が栄海からの影響であったと考えられることを、かつて旧稿で指摘したことがある^⑨。このような経歴を有した関係で、栄海の記録や、その言談を録し

た聞書類には、鎌倉末期の政局の機微に属する内容も含まれ、興味津津たるものが少なくない。

ここで取り上げるのは、栄海が筆録した『如愛記（正和三年）』である。これは、栄海の師にあたる信忠（勧修寺長吏）が、正和三年（二三三四）五月十日から六月十三日にかけて勤修した、如法愛染王法（本尊は如意宝珠）に関わる日記である。この修法は、皇太子尊治親王（のちの後醍醐）の下命によるもので、尊治の御息所であった西園寺禰子（実兼の息女）の安産が祈られた。栄海は、その奉行をつとめた関係で、記録を作成したわけである。同記の全文は、惜しくも伝わらないものの、栄海の知己であった一円上人賢爾によって、翌正和四年正月に抄出された上下二巻の写本が、東寺観智院金剛藏に伝来する^⑩。

すでに佐藤愛弓氏は、栄海研究の一環として、勧修寺流と如意宝珠を収める鳥羽勝光明院宝蔵の関係を検討したさいに、『如愛記（正和三年）』の一部を利用して、佐藤氏の紹介した記事の中には、尊治の側近に侍して修法の打合せを行なう吉田定房も登場し、定房の乳父としての活動を知る上で貴重であるが、管見では、これと別の箇所、より重大な史的意義を有する内容が認められる。それは、次に引く『如愛記（正和三年）』下抄レ之「五月二十二日条である。

今日、春宮（吉田）隆長朝臣参。数刻御対面。雑談中申云、（中略）又云、亡父大納言入道、奉レ付（尊治親王）春宮御乳父（邦治親王）之時、一宮（後二）二宮（春）所御運事、令レ問（吉田）宿曜師珍円（尊治親王）之處、珍円申云、一宮者、御運早々令レ開御之条、不レ能（吉田）左右。但繼躰之御運、頗不審也。二宮者、至（吉田）廿御歳、御運尚不レ可レ開。廿一御歳、始可レ有（吉田）御吉事。其後御運、未来永々、不レ可レ有（吉田）三尽期（云々）。依レ之、故入道、為（吉田）子孫、可レ奉レ管（吉田）二宮（云々）之由、申レ之。果而、廿一御歳、御立坊。勘文之趣、似レ指レ掌

右の一節は、如法愛染王法勤修の合間に、春宮亮として尊治親王に仕える吉田隆長（定房の弟）が、大阿闍梨の信忠のもとを訪れて、数刻にわたって雑談をした折りの記事である。隆長の話題は多岐に及び、引用したのは一部に過ぎないが、同席した栄海によって書きとめられた内容は、まことに興味深い。以下、これを解釈しよう。

定房・隆長兄弟の亡父大納言入道こと吉田経長は、尊治親王の乳父になったさい、後宇多院の一宮にあたる邦治親王（のちの後二条天皇）と二宮にあたる尊治、二人の兄弟の運勢を、珍円という宿曜師に卜わせた^⑦。すると、珍円は、「一宮におかれては、御運が早々に開くことはいうまでもありませんが、継体の御運がすこぶる不審です。二宮におかれては、二十の御歳に至るまで御運は開きませんが、二十一の御歳で始めて御吉事があり、その後の御運は、未来永々に際限がないでしょう」という結果を示した。そこで、経長は、「子孫のために二宮を管領申し上げよう」と述べ、果たして尊治は二十一歳で東宮となった。珍円による宿曜勘文は、見事に的中したのである。

この知られざるエピソードは、大覚寺統における後二条流と後醍醐流の対立はもとより、後醍醐の人物像、さらには鎌倉末期の政治過程の理解などにも、重要な示唆を与える。しかし、いまは後醍醐と吉田家の関係に焦点を絞って考察を加えよう。

まず注目すべきは、吉田経長が、子息の定房に先んじて尊治親王の乳父をつとめたという新事実である。すなわち、吉田家は、経長・定房の二代にわたって、乳父として尊治を傳育・補佐したのであった。これは、従来考えられてきた以上に、後醍醐にとって、吉田家が重大な政治的存在であったことを物語る。

また、宿曜師による占いの結果、吉田経長が邦治親王ではなく、尊治親王の強運を信じ、尊治への奉仕を決断したことも、政治史的に興味深

い。元来、大覚寺統の傍流に過ぎなかった尊治の政治的立場は脆弱であり、立坊・践祚に至る道のりについても厳しいものがあつたことは知られている^⑧。このような逆境にあつて、大覚寺統随一の重臣たる経長の補佐は、心強いものがあつたに違いない。経長は、尊治が皇太子となった翌年の延慶二年（一二三〇）六月に亡くなる（『公卿補任』嘉元元年「一二三〇」条）が、子息の定房・隆長・冬方らは、皇位に就いた後醍醐とその親政を支えて、鎌倉末期の政界で活躍していく。これは、ひとえに亡き経長の遺志を引き継ぐものであつたと考えられる。

こうして、後醍醐天皇と吉田家に結ばれた、緊密な政治的關係に注目すると、先に見た吉田定房のめざましい躍進ぶりも納得がゆく。そして、これは本稿の主題とする「奏状」の作者を見定める上でも、十分に考慮すべき点といわねばならない。要するに、討幕に邁進する後醍醐に堂々と諫言をなしうる廷臣は、亡父経長以来、二代続けて後醍醐を傳育・補佐した乳父の定房を置いて他になかった。「奏状」の冒頭に記された「敢犯十分之逆鱗」矣」という思い切った表現は、その作者を定房と考えて、始めて合点がいくのである。

以上、迂遠な考察を重ねたが、「奏状」の作者は、吉田定房以外に考えられないことは、もはや明白であろう。その上で関心が抱かれるのは、元徳二年（一二三〇）六月に、後醍醐の諮問を受けた定房が、あえて討幕を諫める「奏状」を捧げた真意である。

かつて村井章介氏は、「奏状」からうかがえる定房の危機意識について、「定房にとっては、王家の継続こそ至上命題であり、なにがなんでもみずからの子孫に皇統を伝えようとする後醍醐の暴走は、かえって王家断絶をもたらしかねない危険因子だった」と述べた^⑨。すなわち、定房が討幕を食い止めようとしたのは、ひとえに王家の存亡を案じたためであるとし、これを破天荒な討幕運動に踏み切った後醍醐と対置するわけで

ある。

この理解は基本的に首肯されるが、度外に置かれた重要な史実も見受けられる。それは、南北朝動乱が始まってまもない延元二年（建武四年、一三三七）七月、京都にいた定房が、後醍醐のいる吉野にあえて赴き、翌延元三年（暦応元年）正月に同地で生涯を終えたことである（『公卿補任』暦応元年条）。定房の去就については、元徳三年（元弘元年、一三三二）四月における幕府への密告などをめぐって、古来よりさまざまな議論があるが、最終的に、彼が南朝廷臣としての立場を選び、後醍醐のもとで死去したことは無視できない。これは、元弘の乱後に、定房が鎌倉幕府による後醍醐の隠岐配流を憤慨し、その還京を実現させるべく、必死に運動につとめたこととも、相通ずるものがある。

そして、定房がこのような行動を取った理由は、乳父として後醍醐を傳育するとともに、重臣として政道を支えた経歴が深く関係していたはずである。してみると、元弘の乱前夜において、定房が「奏状」を以て諫言したのは、王家存続への悲願もさることながら、後醍醐が討幕運動に身をさらすことを、深刻に憂慮したためではあるまいか。

確かに、村井氏の述べるように、討幕をめぐる後醍醐と定房の政治意識は、すぐれて対蹠的であった。しかし、これのみを以て、ただちに両者の関係に評価を下すのも、一面的に過ぎよう。ここで想起されるのが、明治史学を代表する歴史家であった久米邦武氏による、次の定房評である。

政治の敏腕は一世を圧倒し、変化不測の画策家たり、是より以後は帝（筆者注―後醍醐）と或は離れ或は合し、終に南山に祇候し、帝の腹心となりて身を終れり、南朝の製造人は必定この人にてぞありぬべし。^⑧

定房の果たした役割を「南朝の製造人」と評するあたり、いかにも久米

氏らしい型破りな比喩であるが、後醍醐と定房の一筋縄ではいかない間柄を柔軟に捉えたのは、まことに警拔な史眼といふべきである。事実、鎌倉末期から南北朝初期に至る激動の政局下にあつて、きわどい曲折を経ながらも、一脈の疎通を保ち続けたのが、後醍醐と定房であった。それは、定房の死後まもなく、後醍醐が亡き定房と坊門清忠らを偲んで詠んだ、次の和歌からも明らかであろう。

吉田前内大臣・右大弁清忠など打続きままかりにける比、おぼしめしつゞけさせ給うける
（定房）
（後醍醐天皇御製）

事間は人さへまれに成にけり 我世の末の程ぞ知らる、

このように、後醍醐にとつて、定房はどこまでも「事間は人」であった。「奏状」が成立した背景を考える上でも、このような君臣関係への十分な理解が求められるのである。

おわりに

本稿では、鎌倉末期の重要史料である「吉田定房奏状」について、成立年次と成立背景を中心に再考を加えた。煩瑣な考証を重ねた上、考察の範囲も多岐に及んだので、その論旨を整理しておく。

まず、第一章では、「奏状」第八条の「革命之今時」という箇所を再検討を加え、「奏状」の成立年次に関する佐藤進一・村井章介両氏の見解を批判した。「革命之今時」は、文脈上、「革命之」と「今時」に切り分けるのが適切であり、「革命」は周の武王による放伐の故事と解される。佐藤・村井両氏のように、「革命之今時」を甲子革命や辛酉革命に引きつけ、「奏状」の成立年次を論ずるのは、当を得ない。「奏状」の成立は、かつて松本周二・村田正志両氏が提唱した元徳二年（一三三〇）六月説に

こそ、妥当性が認められる。

次に、第二章では、河内祥輔氏によって提起された、「いわゆる「吉田定房奏状」は定房の奏状に非ず」という新説に批判を加え、通説の妥当性を再確認しつつ、「奏状」の作者である吉田定房の政治的位置についても再考した。大覚寺統の重臣であった定房は、その父経長に続いて、乳父として尊治親王（のちの後醍醐天皇）を傳育し、逆境にあった尊治を支えてきた。このような経歴を念頭に置かなければ、後醍醐に対して討幕の再考を強く迫り、「敢犯十分之逆鱗」矣」とまで切言した「奏状」の作者は、やはり定房を措いて他に考えられない。

最後に、右の結論を踏まえて、現在伝わる「奏状」の覚書が、吉田定房によって作成された事情を考察し、本稿を結ぶことにしたい。

松本・村田説にしたがって、「奏状」の成立を元徳二年（一三三〇）六月とすると、現在伝わる「奏状」の覚書は、その翌年の元弘元年（一三三二）に作成されたことになる。この覚書を考える上で手掛かりとなるのが、第二章の冒頭で示した「奏状」の跋文に他ならない。

跋文によると、定房から後醍醐に上奏された「奏状」は、「禁中御調度の内」に納められていたが、「仙洞」に取り置かれたとの風聞があったという。その頃、京都の「旅宿」（別宅または近い滞在先）にいた定房は、手許に「奏状」の写しが無かったため、記憶をたどりながら内容の復原につとめ、何とか覚書を作成したようである。

以上から、覚書の性格が「後日備忘の為に録したもの」であることは明白である。⁷⁸ それでは、定房が覚書を作成したのは、いかなる理由であろうか。

これについて参考となるのは、由良哲次氏の見解である。由良氏は、跋文の「仙洞」を後伏見院もしくは花園院と推定し、「この再録は笠置陥落以後、仙洞と定房とがある程度関係が生じた頃に物せられたものと

考えねばならぬ」と述べた。⁷⁹ すなわち、後醍醐が籠城していた笠置城の陥落は、元弘元年九月二十八日であるから、それより後、持明院統の朝廷に出仕した定房が、覚書を作成したと考えるのである。

この見解は、近年の研究で言及されないが、傾聴に値する。そこで、由良説や松本・村田説が見落とした史実も含めて、関係事項を整理することで、諸氏の見解を補強したい。その上で、少し異なる角度から管見を示そう。

笠置落城後に後醍醐が捕らえられてまもなく、持明院統の後伏見・花園両院は、二条富小路内裏から文書や重宝の類を召し出し、これらを検知した。⁸⁰ 花園院の日記によると、元弘元年十月十五日、持明院統は、崇明門院祿子内親王（後醍醐と対立した故邦良親王「後二条天皇の皇子」の妃）の求めに応じて、大覚寺統に相伝された万里小路殿文庫の文書と判断されるものを渡している。その中には、後宇多院や後醍醐が奥書を加えた文書もあったという（『花園天皇日記』同日条別記）。したがって、この少し前の十月初旬には、後醍醐の手許にあった機密文書も、すべて持明院統に押収されたと考えられる。おそらくこの頃に、吉田定房は、「禁中御調度の内」にあった「奏状」が、「仙洞」に取り置かれたという風聞に接したのであろう。

おりしも、討幕計画を諫め、かつこれを密告した定房は、鎌倉幕府の歡心を得ていたが、その処遇が正式に決定するまでに、一定の時間を要した。

十一月二十五日、上洛した東使太田時連は、持明院統に三通の事書を上奏したが、そのひとつに「先帝御事、緇素罪名已下十余个条」をしたためた事書があった。つとに平田俊春氏が指摘したように、この事書を抄出したものが、『吉口伝』「吉田一品事、東使道太奏聞内々事書」にあたる（第二章第二節参照）。ここでは、定房を「忠臣」として賞賛し、その

積極的な登用を勧めている。やがて同年末、定房は、幕府の推挙を得て、後伏見院政のもとで評定衆に加えられた（『花園天皇日記』十二月二十八日条裏書）。

以上の経緯を考慮すると、元弘元年十月から十一月にかけての時期に、定房は、幕府や持明院統の沙汰を待つ中で、「旅宿」において覚書を作成したと考えられる。いずれ幕府から、後醍醐の立てた討幕計画や、その関係者について、詳しい吟味があるのは、当然予想されることであつた。おそらく、定房はこれに備えて、自身の諫言者としての立場を明確に述べるために、諫言の内容を整理したに違いない。

ただし、定房が保身のみを目的として、「奏状」を復元したと考えるのは、皮相な理解に過ぎよう。やがて後醍醐が隠岐に配流された後も、定房における後醍醐復活の確信は揺るがず、幕府に対して幾度も配流の非を説き、かつ還京を運動したことは、『吉口伝』が克明に伝えるところである。そして、この態度は、定房が「奏状」の掉尾を飾る第十条において、

寛元之聖統、以^{（後醍醐天皇）}三龜山院^{（後醍醐天皇）}為^{（後醍醐天皇）}正統^{（後醍醐天皇）}之条、天下知^{（後醍醐天皇）}之。而後深草院、不慮^{（後醍醐天皇）}雖^{（後醍醐天皇）}レ及^{（後醍醐天皇）}三三代^{（後醍醐天皇）}、始終定^{（後醍醐天皇）}帰^{（後醍醐天皇）}。当代之皇胤^{（後醍醐天皇）}歟。蓋天無^{（後醍醐天皇）}二日^{（後醍醐天皇）}、地無^{（後醍醐天皇）}二主^{（後醍醐天皇）}之故也。

と述べ、皇位正統の所在を「当代之皇胤」、すなわち後醍醐の皇統に認めたことにも通底する。それだけに、敗残の身となった後醍醐や、尊良親王をはじめとする皇子たちを弁護し、彼らの復権を図るためにも、「奏状」の趣旨は、一刻も早く再確認されねばならない。ここに、定房が覚書を作成する、いまひとつの必然が存したのであつた。

注

① 『醍醐寺文書』第一一八函第一四号（全二冊）。第一冊は『浄修坊雑日記』

并随聞抄』、第二冊は『浄修坊雑日記』。ともに南北朝時代の原本と考えられ、第二冊に「奏状」が収められている。その書誌情報については、総本山醍醐寺編『醍醐寺叢書目録篇醍醐寺文書聖教目録』第六卷（勉誠出版、二〇〇三年）四六〇頁参照。本稿では、東京大学史料編纂所架蔵の写真帳（請求記号）六一七一・六二一四五、森茂暁『南朝全史』（講談社学術文庫、二〇二〇年。初刊二〇〇五年）六四〇六頁の影印を参照した。

なお、『浄修坊雑日記』の書名に見える浄修坊は、上醍醐に所在した僧房であつた。これについては、『大仏頂次第^{（御作）}』（『東寺観智院金剛藏聖教』第一八三箱第二九号）、『伝法灌頂雜記^{（文永十一年五月）}』（同上又別第四六箱第二六号）などの奥書が参考となる。京都府立総合資料館編『東寺観智院金剛藏聖教目録』一三・一九（京都府教育委員会、一九八四年・八五年）参照。

② 醍醐寺本を底本とする「奏状」の翻刻として、以下のものがある。松本周二・村田正志『吉田定房事蹟』（『村田正志著作集』第三卷 続々南北朝史論、思文閣出版、一九八三年。初刊一九四〇年）五〇八―五一〇頁、佐藤進一校注「吉田定房奏状」（『日本思想大系22 中世政治社会思想下』岩波書店、一九八一年）、『村田正志著作集』第七卷 風塵録（思文閣出版、一九八六年）六七―七〇頁。また、佐藤進一「吉田定房奏状」（佐藤進一・網野善彦・笠松宏至『日本中世史を見直す』平凡社ライブラリー、一九九九年。初刊一九九四年）に、「奏状」の訓読文と注解を収める。

これらの成果の中でも、佐藤進一氏の業績は貴重な価値を持つが、本稿の第一章や次注で指摘するように、検討を要する点も見受けられる。

③ 『浄修坊雑日記』伝本考 「奏状」の本文校訂とあわせて検討を要するものに、「奏状」を収める『浄修坊雑日記』の伝本の整理や、各伝本間の系統の解明といった基礎的課題がある。ところが、唯一の解題である猪熊兼繁『浄修坊雑日記』（『群書解題』第八卷 雑部、続群書類従完成会、一九八二年。初刊一九六一年）を含めて、ほとんど着手されていない。そのためか、近年の研究の多くが、「奏状」をあたかも単独で伝わった史料であるかのように、誤解している。そこで、長文になるが、筆者が新たに注目する『醍醐雑録』所収『浄修坊雑日記』を中心に、諸伝本に検討を加え、本論に対する補論としたい。

そもそも、『醍醐雜録』とは、水戸彰考館による編纂物であり、延宝九年（天和元年、一六八一）八月六日から十日にかけて、彰考館の史臣であった内藤貞顕・佐々宗清（宗淳）・吉弘元常らが醍醐寺で採訪した、『浄修坊雜日記』を始めとする諸史料を収める。『醍醐雜録』は、「奏状」の本文批判や、近世における『浄修坊雜日記』の伝播について、ともに重要な貢献を果たしたにも関わらず、既往の研究でまったく閑却されている。よって以下では、『大日本史編纂記録』（京都大学文学研究科蔵。東京大学史料編纂所架蔵写真帳、「請求記号」六一四〇・一一三）を手がかりとして、彰考館の史料採訪について述べるとともに、『醍醐雜録』の成立事情についても明らかにしておく（なお、史料検索にあたって、鍛冶宏介編『大日本史編纂記録』目録（『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇〇九—四別冊、二〇一一年』から裨益を受けた）。

まず、右の醍醐寺での史料採訪については、その直後の同年八月十五日に、彰考館へ宛てられた「内藤貞顕・佐々宗清（宗淳）・吉弘元常書状写」（『大日本史編纂記録』第二二九冊第一六号）に詳らかである。とくに、

其内、醍醐雜事記と申書、二卷御座候。此内、李部王記之全文二十枚余有^レ之。則写取申候。又東寺長者補任四冊、雜日記と申旧き日記二冊、有^レ之候。右二部之内、南朝之事跡共、他書二出不^レ申義共有^レ之。書拔申候。

とあることから、醍醐寺本『浄修坊雜日記』が、南朝関係史料として重視され、抄写されたことがわかる。その後、彰考館の今井弘済・内藤貞顕らが編纂した『参考太平記』に、『浄修坊雜日記』の一部が利用されたことは、小野壽人「中興の御精神と革命思想」（建武義会編『後醍醐天皇奉賛論文集』至文堂、一九三九年）一八四頁が指摘している。

このように、彰考館による醍醐寺での史料採訪は、寺内の三宝院や報恩院の伝来史料を中心に、きわめて充実した成果を収めたものであった。その報告を受けた徳川光圀も、「此内二ハ南朝之事跡共有^レ之書二候間、御写取之^{（條之）}、御満悦ニ被^レ思食^{（條之）}候」と、喜悅を隠さなかったことが、内藤・佐々・吉弘らに宛てられた同年九月四日付「人見伝・今井弘済・辻興庵書状写」（『大日本史編纂記録』第四冊第一七号）に見える。吉田一徳『大日本史紀伝志表撰者考』（風間書房、一九六五年）六六頁参照。

「吉田定房奏状」再考

さて、彰考館では、醍醐寺で採訪した史料の亡失を防ぐために、複数の史料集を編纂しており、そのひとつが『醍醐雜録』であった。この間の事情については、丑（貞享二年「一六八五」）七月十八日付「中村願言・吉弘元常書状写」（『大日本史編纂記録』第三三〇冊第六号）に、

三宝院殿ニ御座候つる雜事記者、一冊有^レ之。全篇写取申候。左様ニ御心得可^レ被^レ成候。其外、反古之裏など二書集め御座候ヲ拔書仕候而、醍醐雜録と此方ニて名を付申候。合冊ニ而有^レ之候故、其ま、上せ申候。

とあるのが参考となる（なお、『醍醐雜録』と同じく、『平家物語』の研究で著名な『醍醐雜抄』も、彰考館が醍醐寺での史料採訪の成果をまとめた編纂物であろう）。そして、彰考館の史臣らが、醍醐寺本『浄修坊雜日記』の「奏状」を『醍醐雜録』に収めるさいに、漢籍を踏まえて誤写を訂するなど、適切な改訂を施したのは、研究史上に特筆すべき功績であった。右の書状にあるように、『醍醐雜録』は、やがて『醍醐雜事記』と合綴されて、彰考館に架蔵されたようである（『架号』戊一二）。『彰考館図書目録附・焼失目録』（八潮書店、一九七七年。初刊一九一八年）一〇六五頁参照（なお、目録中に『醍醐寺雜録』とあるが、「寺」は衍字であろう）。

彰考館本の『醍醐雜録』は、下って昭和二十年（一九四五）八月の戦火で焼失するが、江戸後期に和学講談所によって書写された写本が、国立公文書館蔵『醍醐雜抄』（『請求番号』二二三—一五五）に収録されており、失われた内容をうかがうことができる。^{*}本稿で利用する『醍醐雜録』は、これによるものである。

^{*}和学講談所本の書誌を略記しておく。袋綴装一冊。縦二六・九糎×横一九・一糎。料紙は楮紙。表紙左肩に題簽を貼り「醍醐雜抄」と墨書。表紙右下に「釈家 五ノ三」と墨書した子持杵の小貼紙があり、その上に「加ノ三ノ五」と朱書する。墨付八〇丁。『醍醐雜抄』『醍醐雜録』『醍醐雜事記抄』『枝葉鈔抜粹』の順に合綴され、『醍醐雜録』は二五丁より五九丁に至る（このうち「奏状」は、二六丁より三〇丁ウ）。毎半丁の行数は不定であるが、『醍醐雜録』の部分は八行。冊首に「和学講談所」印、「浅草文庫」印、「書籍館」印、「日本政府図書」印あり。なお、静嘉堂文庫蔵『和学講談所蔵

書目録』（朝倉治彦監修『和学講談所蔵書目録』第一巻、ゆまに書房、二〇〇〇年）の国史部に「醍醐雜抄一卷」と見えるのは、この写本に該当するとみてよからう。

和学講談所本は、奥書などが存在しないため書写の経緯は未詳であるが、寛政元年（一七八九）より水戸藩に出仕して『源平盛衰記』『大日本史』の校正に従事した塙保己一が、立原翠軒（彰考館総裁）あたりの好意で、彰考館本の書写を内々に許されたのであろう。塙と水戸藩の関係については、三木正太郎「大日本史と国学者」（『日本思想史の諸問題』皇學館大学出版部、一九八九年。初出一九五七年）、同「塙検校と大日本史」（同上。初出一九七一年）参照。和学講談所が『醍醐雜錄』を入手したことで、同書中の『浄修坊雜日記』は、やがて『統群書類従』巻第九二五雜部七五に収載されることになる（統群書類従完成会版では第三十一輯下）。なお、和学講談所本に彰考館本との関係を示す記載が見えない理由については、家永三郎「法成寺の創建に関する文献」（『上代仏教思想史研究新訂版』法藏館、一九六六年。初出一九四〇年）の指摘が、示唆に富む。すなわち、家永氏は、「群書類従」巻第四三二「釈家部八」の『無量寿院供養記』および『法成寺金堂供養記』が、彰考館本『諸寺供養類記』を所拠としたにも関わらず、その事実を明示していない点について、「おそらく水戸の蔵書秘密主義の方針に聴従したがためであろう」（二二七頁）と推察した。確かに、徳川光圀の死後、水戸家が彰考館の蔵書を外部に秘したことは、河合正修『史館旧話』^{（徳川綱修）}「肅公様御意之覚」（彰考館蔵。東京大学史料編纂所架蔵謄写本、「請求記号」二〇四〇・一一三三）や、橋本経亮『橘窓自語』巻九（『日本随筆大成』第一期4、五〇九～五一〇頁）に見える。和学講談所本『醍醐雜錄』が彰考館本に拠って書写した経緯を記さなかったのも、このような事情と決して無関係ではないだろう。

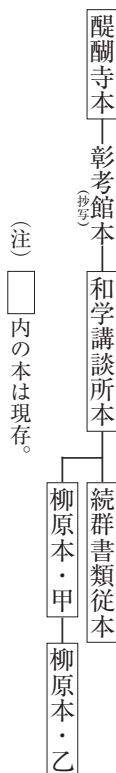
さて、和学講談所本『醍醐雜錄』は、公家の柳原家において書写され、柳原紀光編『砂巖』巻第八（宮内庁書陵部蔵柳原本、「函号」柳一三八五。図書寮叢刊）や、『柳原家雑々』第五九冊（西尾市岩瀬文庫蔵柳原本、「函号」一三五―一七一）などに分割して編入された。とりわけ、前者には、『醍醐雜日記（浄修坊雜日記）』（柳原本・甲と仮称する）^{（稿）}が「応永十三年曆裏書」などととも収められ、その末尾に「右、以^{（稿）}花輪檢校保己一本、書

之。校正了。可^レ秘^{（下）}。本在水戸」という柳原均光（紀光の嗣子）の奥書が加えられている（小書の一文は、彰考館本と和学講談所本の父子関係を傍証するものとして見逃せない）。これとともに行数・字体・書風の一致からも、柳原本・甲は、和学講談所本に拠って書写したものと考えて不都合ない。なお、『砂巖』巻第八は、『柳原家記録』巻第八十九（東京大学史料編纂所架蔵謄写本、「請求記号」二〇〇一―一〇一八九）にも収められている（柳原本・乙と仮称する）。

このように、和学講談所が、『浄修坊雜日記』の伝播に寄与した功績は、彰考館の発見に次いで多大なものがあつた。これは近世史学の展開を考える上でも、注目すべき一史実といえよう。

ちなみに、かつて佐藤進一氏は、注②前掲『日本思想大系22 中世政治社会思想下』で「奏状」を校注するさい、柳原本・乙の「奏状」に注目し、底本たる醍醐寺本を改訂する上での対校本とした。しかし、柳原本・乙の本文は、右に詳述した伝本系統を踏まえると、彰考館本『醍醐雜錄』以来の改訂本文を襲ったものに過ぎず、取り立てて独自の意義を持つものではない。むしろ注目すべきは、焼失した彰考館本の面目を伝える和学講談所本『醍醐雜錄』であり、今後は、水戸彰考館の史臣らによる改訂の意義を、「奏状」の研究史に明確に位置づける必要がある。

以上の考察を踏まえて、『浄修坊雜日記』の伝本系統を図示すると、次のようになる。



④ 村井章介「吉田定房奏状はいづ書かれたか」（『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年。初出一九九七年）。なお、村井氏は、『日本の中世』第一〇巻「分裂する王権と社会（中央公論新社、二〇〇三年）二二―二六頁や、歴史学研究会編『日本史料』二 中世（岩波書店、一九九八年）第一六五号「吉田定房奏状」の解説などでも、自説を述べている。

⑤ 佐藤進一「解説 本書の構成について」（注②前掲『日本思想大系22 中世政治社会思想下』三九二頁、同「吉田定房奏状」（注②前掲『日本中

世史を見直す』二四五頁。

⑥ 注②前掲松本・村田著書四五二、五〇八頁。

⑦ 注⑤に同じ。

⑧ 以下、注④に同じ。

⑨ 河内祥輔「後醍醐天皇の倒幕運動について」(『日本中世の朝廷・幕府体制』吉川弘文館、二〇〇七年)三一九～三二〇、三四四頁。

⑩ 呉座勇一「南北朝内乱と『太平記』史観」(松尾葦江編『軍記物語講座』第三卷平和の世は来るか太平記、花鳥社、二〇一九年)二三〇～二三二頁。

⑪ 小川氏は、「奏状」が『孟子』を引用しつつ王統の断絶を論じた点について、「無謀な倒幕へとひた走る後醍醐を諫めるための一種の警句である」と述べ、宋学の流入や新注の将来を過大視してきた先行研究に批判を加えた。これは、同氏の「鎌倉後期に於ける宋学の影響は、当時の経学重視の学風を醸成した点に求められ、それ以上には出ないと思われる」という見通しとともに、肯綮に値する見解である。小川剛生「孟子の受容」(『二条良基研究』笠間書院、二〇〇五年。初出二〇〇二年)四四〇～四四三、四六四～四六五頁参照。

これに関わって想起されるのは、吉田定房が『孟子』に注目する一方で、君臣秩序を重視する『春秋』や『左伝』をも重視していた事実である(『吉口伝』『草創事』、「元弘二四三被」相語「条々」のうち「蒙塵事」)。このような定房の思想的態度は、同時代の北畠親房が、『孟子』の革命論と、『左伝』および『資治通鑑』の名分論を整合化したこととも似ており、興味を抱かれる。以上の点については、注②前掲松本・村田著書五二七～五二八頁、下川玲子『北畠親房の思想』第三章第二節「親房と『孟子』」(ぺりかん社、二〇〇一年)参照。

⑫ 以下、識緯説と日本における展開については、安居香山『中国神秘思想の日本への展開』(大正大学出版部、一九八三年)参照。

⑬ 平泉澄『建武中興の本義』(至文堂、一九三四年)七七～八六頁、同「革命論」(『先哲を仰ぐ』錦正社、一九九八年。初出一九三四年)二四〇～二四七頁。

⑭ なお、平泉氏がこのような理解を示した史学史的前提を考える上では、

同氏が「大正期に構築した時代区分論における、上代と中世の対照性を念頭に置く必要がある。平泉澄『中世に於ける精神生活』(至文堂、一九二六年)第一章「中世」、第八章「闇黒の世界」参照。

⑮ 佐藤進一『日本の歴史』第九巻 南北朝の動乱(中央公論新社、二〇〇五年。初刊一九六五年)六二～六五頁。

⑯ 佐藤均「革命勘文・革命勘文について」(『革命・革命勘文と改元の研究』佐藤均著作集刊行会、一九九一年。初出一九七九年)、同「後醍醐天皇の元亨改元・正中改元について」(同上。初出一九八一年)。

⑰ なお、後醍醐の時代には、元亨四年(一二三四)が甲子にあたることから、諸道に対して革命勘文の勘申が命ぜられ、それをうけて、同年二月三十日に革命定が行われた。この決議の結果、康保元年(九六四)の甲子改元以来はじめて、改元せずという決定が下されている。追って同年十二月九日には、正中元年に改元されたが、これは風水の災いを理由とするものであり、甲子の慎みや、革命にもとづく改元ではない。以上の史実については、前注佐藤「後醍醐天皇の元亨改元・正中改元について」一七二～一七六頁参照。

⑱ 注③前掲小野論文一六七～一六八頁参照。

⑲ 注②前掲松本・村田著書五八三～五八五頁。

⑳ 注⑯前掲佐藤「革命勘文・革命勘文について」。なお、元応三年二月二十三日の革命定については、我妻建治「北畠親房の前半生」(『神皇正統記論考』吉川弘文館、一九八一年。初出一九七三年)二五～三九頁にも、詳しい分析がある。

㉑ 宮内庁書陵部蔵九条本(「函号」九一三五二)。なお、『革命元応定文 昌泰三年勘文』(『京都御所東山御文庫記録』一一一 丙第三二巻。東京大学史料編纂所蔵影写本、「請求記号」三〇〇一一)にも、同じ定文が収められる。佐藤均「『元亨元年革命定文』について(史料紹介と覚書)」(注⑯前掲佐藤著書。初出一九八四年)の翻刻・解題参照。

㉒ 注②前掲松本・村田著書五八四頁。

㉓ 村井章介「易姓革命の思想と天皇制」(注④前掲『中世の国家と在地社会』。初出一九九五年)二二二頁。

㉔ 以下、増田欣『『太平記』の比較文学的研究』第三章第三節「『孟子』の

章句と思想」(角川書店、一九七六年)五四〇～五四一頁。

- ②⑤ 前注増田著書第一章第五節『太平記』作者における『史記』の受容」三六一頁参照。

②⑥ なお、増田氏と同じく、「革命之今時」を「革命之。今時」、あるいは「革命之、今時」と句切るものに、次の翻刻がある。これらの底本は、注③で述べたように、彰考館本『醍醐雜録』の系譜に属し、いずれも送仮名・傍訓を欠く近世写本であるが、かえって先入観抜きに本文を解釈していたのは興味深い。

○『統群書類従』第三十一輯下雑部『浄修坊雑日記』(統群書類従完成会、一九二六年、五五八頁)

○宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 砂巖』第八冊『醍醐雜日記』(浄修坊雑日記)(明治書院、一九九四年、四二〇頁)

- ②⑦ 注②前掲佐藤校注「吉田定房奏状」(『日本思想大系22 中世政治社会思想下』)一五二頁、同「解説本書の構成について」(同上)三九二頁、同「吉田定房奏状」(『日本中世史を見直す』)二四九、二五三頁。

- ②⑧ 注③前掲小野論文一七三頁。

- ②⑨ 小林芳規「陳述の助字「之」の訓読」(『文学論藻』第二三三号、一九六二年)参照。

- ③⑩ 注②前掲松本・村田著書五〇九頁。

③⑪ 醍醐寺本において、第八条中、誤写と考えられる箇所を、改訂案とともに示すと、以下の通りである。▼「長永之樂」――「長夜之樂」▼「奇酷之刑法」――「苛酷之刑法」▼「抱格之令」――「炮格之令」▼「発欲於孟津」――「発蹤於孟津」。

なお、右の「炮格之令」については、『唐鏡松平文庫本』巻第一(『松平文庫影印叢書』第七巻)に「炮格の刑」、または『太平記玄玖本』巻第三十「殷紂王之事」(勉誠社版影印)に「炮格ノ法」とある用例が参考となる。既往の「奏状」の翻刻が「炮烙之令」に改訂するのは、必ずしも適切ではない。この点については、注②④前掲増田著書第一章第五節『太平記』作者における『史記』の受容」三五二～三五三頁も参照。

- ③⑫ 注②前掲佐藤校注「吉田定房奏状」(『日本思想大系22 中世政治社会思想下』)一五二頁、同「解説吉田定房奏状」(同上)四二四頁。

- ③⑬ なお、注②前掲松本・村田著書五一〇頁、平田俊春「吉田定房(二)」(『吉野時代の研究』山一書房、一九四三年。初出一九四二年)三九六頁などは、この注記が柳原本・乙に見えることから、柳原紀光による考証とするが、すでに和学講談所本『醍醐雜録』に見えるので、該書を編纂した水戸彰考館の史臣による考証と判断するのが適切である。

- ③⑭ 三浦周行「国史上の革命思想」(『日本史の研究』第二輯上、岩波書店、一九八一年。初出一九二一年)二四六～二四七頁、櫻井秀「日本風俗史講座 鎌倉時代の風俗」(雄山閣出版、一九二九年)二七七～二七八頁。

- ③⑮ 村田氏の報告要旨は、『史学雑誌』第四九編第七号(一九三八年)所収の「彙報 史学会第三十九回大会記事」に掲載されている。

- ③⑯ 平田俊春「吉田定房(一)」(注③⑬前掲平田著書。初出一九三八年)。

- ③⑰ 注③前掲小野論文一八四～一八五頁。

- ③⑱ 引用は、宮内庁書陵部蔵自筆本カラーコロタイプ複製(思文閣出版、便利堂製造)による。

- ③⑲ 注②前掲松本・村田著書五一〇～五一二頁。

- ④⑰ 辻善之助「序」(注②前掲松本・村田著書四四二頁)。

- ④⑱ 以下、注⑨前掲河内論文三一九～三二六頁。

- ④⑲ 呉座勇一「陰謀の日本中世史」(株式会社KADOKAWA、二〇一八年)一四一頁。

- ④⑳ 注⑨前掲河内論文三四三～三四四頁。

- ④㉑ 由良哲次「南北朝編年史 後論」(『南北朝編年史』下巻、吉川弘文館、一九六四年)一三七六頁参照。

- ④㉒ 注⑨前掲河内論文三二五頁。

- ④㉓ 注④前掲村井論文二五〇頁、村井著書二三頁。

- ④㉔ 以下、小川剛生「兼好法師の伊勢参宮」(『日本文学研究ジャーナル』創刊号、二〇一七年)一三〇、一三四頁。

- ④㉕ 引用は、史料纂集による。

- ④㉖ 中田祝夫・和田利政・北原保雄編『古語大辞典』(小学館、一九八三年)一〇一八頁「たび【旅】」②。

- ⑤⑰ 注⑨前掲河内論文三二四～三二六頁。

- ⑤⑱ 注⑨前掲河内論文三二二頁。

- ⑤2 注③前掲小野論文一八五頁。
- ⑤3 引用は、京都大学総合博物館蔵吉田隆長自筆本「吉口伝」（勸修寺家旧蔵。東京大学史料編纂所架蔵写真帳、「請求記号」六一五七―二六）による。
- ⑤4 注③前掲平田論文三五〇―三五二頁。
- ⑤5 すでに由良哲次氏も、この一文に注意を払い、「後醍醐天皇を幼時より傳育し奉った定房でなければ書けないことである」（注④前掲由良著書一三七六頁）という鋭利な指摘を行なっている。
- ⑤6 中原章房の死については、西荘文庫本『東寺記（東寺執行日記）』元徳二年四月一日条・五月十七日条（天理大学附属天理図書館蔵。東京大学史料編纂所架蔵写真帳、「請求記号」六一七三―五六〇）、阪本龍門文庫蔵『常樂記』元徳二年条（奈良女子大学学術情報センター電子公開「阪本龍門文庫電子画像集」、〔目録番号〕二二三）に記載がある。
- ⑤7 東京大学史料編纂所蔵『島津家文書』（「請求記号」島津五四―一）のうち、以下での引用は、同所架蔵マイクロフィルム『島津家文書マイクロ版集成』一二七（「請求記号」H d u p. M―二三）による。私意を以て濁点・返り点などを補った。なお、『太平記』の異本では、島津家本以外にも、吉川家本・今川家本・豪精本・米沢本・学習院本・『参考太平記』所引金勝院本などに、章房の変死記事をもうける（米沢本・学習院本は簡略）。この点については、矢代和夫「太平記卷一「章房変死」記事について」（『太平記研究』第二号、一九七二年）、長坂成行「島津家本『太平記』考」（『奈良大学紀要』第八号、一九七九年）、同「島津家本『太平記』についての報告」（『奈良大学紀要』第三二号、二〇〇四年）参照。
- ⑤8 注④前掲村井論文二五三頁。
- ⑤9 注③前掲小野論文一八五頁。
- ⑥0 以下、秋山喜代子「皇子女の養育と「めのと」（『遙かなる中世』第一〇号、一九八九年）、同「乳父について」（『史学雑誌』第九九編第七号、一九九〇年）、同「養君にみる子どもの養育と後見」（片倉比佐子編『日本家族史論集』一〇「教育と扶養、吉川弘文館、二〇〇三年。初出一九九三年）などによる。
- ⑥1 『継塵記』文保二年三月二日条（国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁

「吉田定房奏状」再考

- 裏本、〔資料番号〕H―六〇〇―二五〇（ぬ函三）による。
- ⑥2 以上の定房の昇進については、注②前掲松本・村田著書所収「吉田定房年譜」参照。
- ⑥3 注②前掲松本・村田著書五三九頁。
- ⑥4 『後愚昧記』（大日本古記録）応安三年（一三七〇）三月十六日条は、定房の内大臣昇進を「乳父勞」と記す。
- ⑥5 注②前掲松本・村田著書四八七―四八八、四九一―四九二頁参照。
- ⑥6 栄海と後醍醐の関係については、佐藤愛弓「慈尊院栄海評伝」（『中世真言僧の言説と歴史認識』勉誠出版、二〇一五年。初出二〇〇五―二〇〇七年）に詳しい。
- ⑥7 拙稿「鎌倉後期宮廷の密教儀礼と王家重宝」（『日本史研究』第六二〇号、二〇一四年）二七―二八頁。
- ⑥8 全二巻のうち、前半は『如愛記正和三年上抄之』（『東寺観智院金剛蔵聖教』第二三七箱第一七号）、また後半は『如愛記正和三年下抄之』（同上第二七〇箱第二五号）として伝来する。なお、これらを抄出した一円上人賢爾については、高橋慎一郎「証円上人秀源の活動にみる醍醐寺と泉涌寺の交流」（『東京大学史料編纂所研究紀要』第二九号、二〇一九年）に詳しい。
- ⑥9 佐藤愛弓「鳥羽宝蔵と勸修寺流」（注⑥前掲佐藤著書。初出二〇〇九年）。
- ⑦0 引用は、京都府立京都学・歴彩館架蔵マイクロフィルムの焼付写真による（〔資料管理番号〕中集古S三〇六）。複写と引用について御許可をいただいた、原本所蔵者の真言宗総本山東寺に心よりお礼を申し上げる。あわせて、手続きのさいに御高配を賜った新見康子氏と清水雅之氏、また複写でお世話になった岡本隆明氏にも深甚の謝意を表する。
- ⑦1 宿曜師珍円は、赤澤春彦「院政期・鎌倉期の宿曜道と宿曜師」（同編『新陰陽道叢書』第二巻 中世、名著出版、二〇二一年）所載の「院政期・鎌倉期宿曜師一覧表」にも見えず、その事績が明らかではない。識者の教示を請う。
- ⑦2 森茂暁『後醍醐天皇』（中央公論新社、二〇〇〇年）第二章「後醍醐の登場とその環境」。
- ⑦3 注④前掲村井論文二五三頁。村井著書二六頁。

⑦④ 注③⑥前掲平田論文三四六～三五〇頁、注②前掲松本・村田著書五二四～五三〇頁参照。

⑦⑤ 久米邦武『日本時代史』第六卷 南北朝時代史（早稲田大学出版部、一九二七年。初刊一九〇七年）一二八頁。ただし、引用文の直前で、吉田定房を宗房に誤記する。

⑦⑥ 引用は、『和歌文学大系』四四による。

⑦⑦ 注②前掲松本・村田著書五〇八頁。

⑦⑧ よって、注④前掲村井論文二四九頁、村井著書二三頁が、覚書を後醍醐に上奏された「奏状」の改稿と考える点には従い難い。これについては、注⑨前掲河内論文三四四頁も、すでに批判を加えている。

⑦⑨ 注④④前掲由良著書一三七六～一三七七頁。

⑧⑦ 注⑨前掲河内論文三二三～三二四頁の所説は、注④④前掲由良著書一三七六～一三七七頁のそれと重なるが、触れられない。

⑧① この一件については、阿部泰郎「宝珠と王権」（『中世日本の王権神話』名古屋大学出版会、二〇二〇年。初出一九八九年）三八～三九頁、松蘭斉「天皇家」（『日記の家』吉川弘文館、一九九七年。初出一九九二年）一六一～一六二頁、拙稿「後醍醐天皇の寺社重宝蒐集について」（上横手雅敬編

『鎌倉時代の権力と制度』思文閣出版、二〇〇八年）二八九～二九〇頁参照。なお、拙稿では、『花園天皇日記』の解釈に誤りがあったので、以下の記述で訂正した。

⑧② 注③⑥前掲平田論文三五〇～三五二頁。

⑧③ 吉田定房が後醍醐の再起を確信したのは、「聖徳太子未来記」の予言に接したことも一因であったようである。赤松俊秀「南北朝内乱と未来記について」（『鎌倉仏教の研究』平楽寺書店、一九五七年。初出一九五六年）三〇一～三〇三頁参照。

⑧④ 注⑦④に同じ。

〔付記〕本稿は、JSPS科研費の助成による「聖教から見た鎌倉後期の公武権力と真言密教」（若手研究、課題番号18K12512）の成果の一部であり、二〇一八年八月二四日の軍記・語り物研究会大会における報告内容に増訂を加えたものである（『軍記と語り物』第五五号「二〇一九年」に発表要旨あり）。

（高野山大学文学部専任講師）